

早稲田大学大学院社会科学部

# 博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称	博士（学術）
申請者氏名	権 安理
専攻・研究指導	地球社会論専攻 社会哲学研究指導
論文題目	「公共的なるもの」の概念と展開 The Concept of the Public and its Development
論文副題	アーレントの思想の再検討と、戦後日本における「公共的なるもの」の変容 Reconsideration of the Thought of Hannah Arendt, and the Transformation of the Public in Postwar Japan

早稲田大学大学院社会科学研究科

博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称 博士（学術）

申請者氏名 権 安理 (GON, Anri)

課程外

論文題目

「公共的なるもの」の概念と展開  
The Concept of the Public and its Development

論文副題

アーレントの思想の再検討と、戦後日本における「公共的なるもの」の変容  
Reconsideration of the Thought of Hannah Arendt, and the Transformation of the Public in Postwar Japan

論文形式 A4版1段組 本文370頁、目次7頁、文献表21頁

審査委員会設置期間 自 2015年5月21日 至 2015年11月12日

受理年月日 2015年5月21日

審査終了年月日 2015年11月12日

公聴会（口頭試問）実施日時 2015年10月6日 12:20-14:10 於：14号館804会議室

審査結果 合格

## 審査要旨目次

- 1 本論文の構成
- 2 本論文の概要
- 3 本論文の特徴と評価
- 4 結論

### 1 本論文の構成

本論文の構成（目次）の概略は以下のとおりである。

「公共的なるもの」の概念と展開——アーレントの思想の再検討と、戦後日本における「公共的なるもの」の変容——

序論 「公共的なるもの」への導入——本論のテーマと方法

第一章 問題の所在

第一節 本論の目的と課題

第二節 社会哲学的アプローチについて

第二章 「公共的なるもの」をめぐる状況の概観、用語の説明、本論の構成

第一節 状況の確認

第二節 用語の定位と、その含意

第三節 本論の構成

第一部 「公共的なるもの」の概念についての普遍的探究

——存在理由と機能をめぐって

序章

第一章 「公共的なるもの」の認識論から存在論へ

——「認識論／当為論」の確認と、「存在論」に至る道程

概略

第一節 認識論と当為論の関係

第二節 拮抗する言説の検証

第三節 「公共的なるもの」を要請する道程

第二章 「公共的なるもの」の存在論

——「認識論／当為論」の確認と、「存在論」に至る道程

概略

第一節 「人間の条件」としての「公共的なるもの」

第二節 「公共的なるもの」と「社会への問い」

第三章 「公共的なるもの」の歴史学——「公共的なるもの」の機能

概略

- 第一節 「公共的なるもの」の歴史的定位
- 第二節 「公共的なるもの」の普遍的歴史学
- 第三節 近代以降の普遍史

第二部 ポストモダン状況における、「公共的なるもの」の思想的展開

——アーレントの思想の再考と展開

序章

第一章 「公共的なるもの」をめぐる思想的状況——ポストモダン思想の影響

概略

- 第一節 ハーバーマスの「公共的なるもの」に対する問題提起
- 第二節 アーレントの思想の再解釈と、ポストモダンの公共論

第二章 アーレントの思想の現代性Ⅰ：複数性と唯一無二性

——アーレントにおける“他者性”をめぐる

概略

- 第一節 複数性について
- 第二節 唯一無二性について
- 第三節 アーレントにおける“他なるもの”の再考

第三章 アーレントの思想の現代性Ⅱ：「公共的なるもの」の空間性

——アーレントにおける「public と common」の関係をめぐって

概略

- 第一節 コミュニタリアニズムの特徴
- 第二節 「公共的なるもの」と「共通なるもの」
- 第三節 公共空間の精神分析的性質

補論 アーレントにおける身体——身体性と複数性

第三部 戦後日本における、「公共的なるもの」の歴史的展開

——公共性から公共圏、公共空間へ、そして公共哲学へ

序章

第一章 公共性の時代——公共圏と公共空間の誕生

概要

- 第一節 国家による「公共的なるもの」の独占
- 第二節 公共性の意味転換
- 第三節 “他なる”公共性としての「地域エゴイズム」

第二章 1990年代以降の展開Ⅰ：市民社会の変容と、市民活動への注目

——戦後から、1960～1970年代までを中心に

概要

- 第一節 「近代市民社会」から「現代市民社会」へ
- 第二節 日本における「現代市民社会論」の展開と、市民活動への着目
- 第三節 市民活動への批判的言説

第三章 1990年代以降の展開Ⅱ：例外状態と「公共的なるもの」の展開

——阪神淡路大震災の分析と、アーレントの思想の自覚的導入

## 概略

第一節 社会学におけるアーレントの積極的受容

第二節 アーレントの思想の積極的意義

第三節 「公共的なるもの」をめぐる、新たな問題系の生成

## 第四章 常態における「公共的なるもの」の展開

——公共空間としての地域の表象と、アーレントの思想の応用

## 概略

第一節 ローカリティとしての地域

第二節 「私的なるもの」という基点

第三節 「公共的なるもの」と「私的なるもの」の反転

## 第五章 公共哲学の隆盛と、「公共的なるもの」の行方

——21世紀における、「公共的なるもの」の更なる展開

## 概略

第一節 公共哲学の隆盛

第二節 新しい「公共的なるもの」

第三節 小括

## 結語 今後の展望

第一節 「公共的なるもの」の全面化と形骸化の中で

第二節 「公共的なるもの」への問題提起

第三節 これからの「公共的なるもの」の可能性——結びに変えて

## 参考文献

## 2 本論文の概要

本論文は、現代において公共性、公共圏、公共空間、公共哲学などとして語られる諸概念を、「公共的なるもの」として包括しつつ、「公共的なるもの」の概念を、論理的・概念史的・学説史的に考察し、さらにその考察を、戦後から現代にいたる日本社会の公共性論の分析に応用しようとする論稿である。

序論では、本論文のテーマと方法が、テーマ選定の同時代史的背景とともに述べられている。1990年代以降の日本で公共性についての言説が多量に生産され、その意味内容が多義的であるのみならず相互矛盾的ですらあるという認識から出発しつつ、そうした現状を根本的に理解するために、公共性概念の拡散現象に目を留めるのではなく、拡散しつつも議論を可能にする場の存在論的考察の必要性に着目すべきであることを本論文は主張している。そのために本論文は、「社会」に対するメタ思考的・包括的・哲学的考察としての「社会哲学的」アプローチを採用して、「公共的なるもの」の概念の解明を目指す、とされている。

第一部では、「公共的なるもの」の概念の存在理由と機能についての検討が「普遍的探究」と題されてなされている。

第一章では公共性の定義をめぐる言説の多義性と拮抗性が紹介・整理されている。

第二章では、アーレントの『人間の条件』の用語を援用しながら、「公共的なるもの」が人間を人間たらしめる「条件」であるとともに、「社会への問い」であるという共通項を持つ点で社会科学の営為と対象そのものであることが主張されている。

第三章は、「公共的なもの」を古代・中世・近代という「大きな物語」のうちに定位することで、「公共的なもの」の機能の特徴と変遷を考察している。古代ギリシアポリスにおける政治的公共性を理想的モデルとして歴史の外部に位置づけるアーレントと、代表具現的公共圏から市民的公共圏への構造転換を公共性の概念史の内部に位置づけるハーバーマスとが比較され、田村正勝、阿部齊、稲葉振一郎といった現代日本の論者たちの公共性論が、秩序づけへの自己意識を促すような公共性の象徴的役割を示すものとして検討されている。

第二部は、アーレントの思想の再解釈をつうじて「ポストモダン状況」における「公共的なもの」の意義を考察している。

第一章はハーバーマスの市民的公共圏論が提起した普遍性と排除の問題に応答しうる理論として、とくに1990年代以降の日本においてアーレントが積極的に参照されるようになった経緯を示唆しつつ、アーレント解釈のさまざまな立場を論じている。D. ヴィラやB. ホーニッグのアーレント解釈は、アーレントの公共性論に潜む「同一性批判」や「パフォーマンス性」に着目することで、ハーバーマス流の普遍的公共圏論とは異なる、闘争性・協同性・秩序志向性が一体となった「公共的なもの」の可能性をアーレントに則して別扱した。本論文は、アーレントの公共性論が共通の価値観やアイデンティティを前提としないことは認めつつも、闘争や脱秩序化や卓越性のみを強調するアーレント解釈を批判する。そして近代以降の社会の「必然性」に抗しながらも「協同」による秩序形成を志向する点にアーレントの公共性論の意義を見いだそうとする。

日本における齋藤純一や稲葉振一郎の「可能性としてのアーレント」解釈も、こうしたポスト近代における「公共的なもの」の定位の文脈に位置づけられる。本論文は、アーレントの公共性を共同体とも闘争性とも区別された「複数性」として解読しようとする齋藤の視座を、「日本でアーレントの思想とポストモダン思想を結びつける先駆ともなった」として評価しつつも、アーレントが共同体を完全に否定し「公共的なもの」と共同体を峻別していたかどうかについては議論の余地があるとしている。

またJ. アガンベンを援用しつつ現代の「よき幸福な全体主義」からの脱出を構想する稲葉の視座は、全体主義から逃れるべく「公共的なもの」へと参入する自由のみならず、逆に「公共的なもの」へと「現われ」ない自由をも重視する点で、アーレントの「私的/公共的」の区別を評価しているとする。

第二章は、アーレント思想の現代性を求めて、現象学との関連でアーレントにおける「複数性」と「唯一無二性」の思想的含意を考察している。アーレントにおける「唯一無二性=who」の概念は、主観的自己の延長上に成立するフッサールの相互主観性とは異なって、自己が複数化され、そこに他なるものが見いだされることを生成の条件としており、他者にのみ「現われ」るものである点において「複数性」と密接に関連している。唯一無二性と複数性が交差する場に成立するのがアーレントの「公共的なもの」である。アーレント思想における他者性を「異常」や「狂気」との関連で考察したクリステヴァとデリダのアーレント論も補足的に紹介されている。

第三章は、第二章に引き続きアーレント思想の現代性を検討すべく、アーレントにおける「開放性という意味でのpublic」と「共同性という意味でのcommon」との関係や、公共空間や共同体と「公共的なもの」との関係を考察する。アーレントの公共性は、コミュニタリアンの共同体のような個人の帰属先ではなく、世界のうちにある個々人の基点でもない。アーレントにおける「公共的なもの」とは、個々人が「私(的なもの)」から距離をとりつつも関係することを意味するのであり、そうした断絶と関係を可能にする間としての共通世界を意味すると説明される。「私」から断絶してwhoが「現われ」るとき、公と私を明確に区分する空間もまたリアリティを付与される。

この点でアーレントにおいては「publicであること=開放された複数性」と「commonであること=共有される空間」とが接合される。こうしてアーレントにおける「公共的なもの」は、ハーバーマス

の公共圏がメディアによって形成される意見ネットワークであるというのとは別の意味において、人と人との間を隔てつつ結びつける「空間」という意味を帯びることになる。

そして本論文は、『人間の条件』が活動的生を扱い、後年の『カント政治哲学の講義』や『精神の生活』が観想的生を扱っているという従来のアーレント解釈を批判して、前者が公共空間内での「話す」こと（演技者＝行為者）に関わるのに対して、後者は公共空間内での「聞く」こと（観客＝注釈者）に関わると示唆している。さらに本論文は、アーレントの複数性を支える他者が、実際に傍らにいる他者ではなく、「再-現前させられる必要がある不在の他者」である点に注目しながら、アーレントの公共空間論を精神分析的な側面から検討する可能性も提示している。また第二部の補論では、アーレント自身が「私的なもの」として「公共的なもの」の領域から放逐した身体性が、複数性と結びつく可能性が示唆されている。

第三部は、「公共的なもの」の概念を戦後日本の公共性概念史のなかに位置づけながら、その変遷をたどる。

第一章では、戦後1960-70年代まで国家に独占されていた公共性が、1960-70年代に公共事業に反対する住民運動の高まりとともに意味転換を遂げ、市民によって担われる公共性論やナショナリズム論が登場してくる経緯が説明される。田中重好、阿部斉、小熊英二、道場親信、宮崎省吾らの議論が紹介されている。

第二章では、1990年代以降市民社会がブルジョア社会ではなくボランティアなどの市民活動の場としての「現代市民社会」とみなされるようになるとともに、公共圏や公共空間といった空間概念が注目されるようになった経緯が説明される。1990年代には、世界的には東欧革命や冷戦終焉、国内的には55年体制の終焉といった社会構造の変化を受けて、「新しい市民社会論」が勃興した。日本においてはNPOやボランティアといった市民活動が認知されていくとともに、「活動 action」を重要語とするアーレントの再評価が盛んにおこなわれた。

市民社会のモデル論としては、脱階級化された市民を担い手とし、国家と市場に対抗するものとしての、あるいは国家と市場を包摂するものとしての「現代市民社会」モデルが登場し（コーエン、アラート、ウォルツァーら）、この「現代市民社会」が「公共的なもの」の場であるとされた。こうした意味での「現代市民社会」は、ハーバーマスのいう「公共圏」すなわち国家や市場に回収されない批判的討議の空間として表象された。日本においての、社会運動から市民運動を経て市民活動へという重点移行が、「アーレント用語との期せずしての共振」として説明される。また、こうした現代市民社会論への佐伯啓思や中野敏男からの批判も検討される。

第三章では、1995年の阪神淡路大震災を分析する社会学の言説において、国家に独占的に担われていた公共性とも、住民・市民運動期の公共性とも、また批判的市民が結集して討論をおこなうハーバーマスの公共圏とも相違するような、「アーレント的」な公共空間論が自覚的に導入されたことを論じている。似田貝香門は、災害復興支援のうち国家制度によるものを「公共圏」の領域であるとし、ボランティアによる当事者の人格的關係によるものをアーレントのいう「現われの空間」そのものであるとしていた。ハーバーマスの公共圏が一定の理性能力を持った「強い主体」を措定していたのに対して、アーレントの「現われの空間」は、他なるものや複数性への目配り——震災後の「弱い市民」への目配り——を持っているというのである。

このことから本論文は、時期的にはハーバーマスに先立つアーレントの思想が、日本ではポスト・ハーバーマスの「公共的なもの」を考える際の拠り所となったと指摘している。この新しい「公共的なもの」は、私利私欲の克服によって形成されるのではなく、災害ボランティアの現場において人と人が肩書も利害も忘れて助け合うように、「個々人の私的で個別的な属性がエポケーされることによって、むしろ個々人の多様な生に基づく「間人格的な関係（顔の見える関係）」が構築されることが目指

される」場であり、「震災という例外状態が生じる“現場”としての公共空間」、すなわち「唯一無二性」を持った「地域」であるとされる。

ハーバーマス公共圏論のいう批判的公開性は、批判的理性能力を持った市民に対しては開かれているが、それ以外の者を排除し、批判的理性主体へと抑圧的に強制（矯正）するとしてポストモダン側から批判された。これに対してアーレントの「現われの空間」は私的領域を隠蔽してはじめて成立するものである。アーレントは、「現われ/隠蔽」という設定をすることで、ハーバーマスにはない「排除」や「抑圧」への視点を含む点で、ポストモダンの公共概念とより親和的であるというのである。しかしアーレントの「現われ」は偶然的で他者の who をあらかじめ固定化して想定しえないものなので、排除され抑圧されている「弱い市民」が誰であるかを特定することは理論上難しい。

これに対して現代の社会学的言説は、排除・抑圧された存在者すなわち「見捨てられた境遇」を、往々にして、要介護の高齢者や精神障害者といった「社会的弱者」として想定しやすい。この点でアーレントを受容した社会学は「アポリア」を抱えることになったと論じられている。

第四章では、阪神大震災という例外状態を契機に公共空間として見いだされた「地域」が、常態すなわち日常生活の舞台としても公共空間となっていく論理を、現象学の知見を用いて説明している。

第五章は 21 世紀以降の「公共的なもの」の展開を述べる。この時期に特徴的なのは、公共哲学という新しい学問分野が注目されるようになったことと、「公共的なもの」をめぐる国家と市民の間に形式的には対等な協働関係があることが想定され強調されるようになったことである。21 世紀に注目を集めることになった公共哲学は、個人と国家の中間媒介領域を時空の境界線をこえて包括的に対象とする学際的な学問であり、哲学である点で経験科学とは異なり、価値自由の理念から解放されている、と説明される。

また、1998 年の NPO 法の成立や、2009 年の鳩山首相所信表明演説における「新しい公共」宣言に象徴されるように、「公共的なもの」は国家と市民が対等に協同・協働して担うものと考えられるようになった。あるいは、従来市民的自由や市民活動として国家の外に措定されてきた自由を、国家が市民活動を高く評価し市民参加を強く奨励することで、国家の側からいわば後押しする傾向が見られるようになった。本論文では、国家と市民がパートナーと考えられるようになったことで、アーレントのいう「公共的なもの」の存在条件である「自由」の意義が薄れ、「公共的なもの」の外延と内実が形骸化していることも指摘されている。

結語では、これまでの論旨をふまえて「公共的なもの」をめぐる今後の課題が提示される。本論文によれば、「公共的なもの」が今後も存在意義を持ち続けうるのは以下の三つの条件のもとにおいてである。第一は、パートナーとされた国家と市民をもう一度「複数」の別々の主体としてとらえ直し、国家が担いうる「公共的なもの」と国家以外が担いうる「公共的なもの」との相違を再度検討することである。第二は、国家と市民との間に「空間」を創出することで、国家と市民との間に協同だけでなく「抗争」的な要素を復活させることである。第三は、「唯一無二」で個別具体的なニーズや問題に対応していくことであり、この具体的な対応のなかで「公共的なもの」を生成させていくことである。この三条件のもとで「公共的なもの」は存在意義を持ち続けると結論される。

### 3 本論文の特徴と評価

本論文の特徴もしくは長所は、以下の四点にまとめられるであろう。

第一は、本論文がさまざまな公共哲学や公共性論の相違にではなく共通点に着目することで、「公共的なもの」の概念を成立せしめる条件——本論文の表現を使えば「公共的なものの存在論」——を



根源的に考察しようとしている点である。たとえば、しばしばまったく異なるものとして対比されがちなハーバーマスとアーレント、あるいは国家中心的な公共性論と市民社会中心の公共性論が、本論文では「社会への問い」という条件を共有していることが指摘され、ここから、「公共的なもの」は「史実から帰納的に抽出された規範概念」ではなく「論理的に要請される」「普遍的概念」であると結論づけられる。それゆえ本論文において古代から近代、現代へと辿られる「公共的なもの」の歴史も、思想史における概念の継受変遷史としてではなく、「社会」の存在の歴史そのものとして普遍的に語られる。あたかもヘーゲルが世界史を自由の理念の自己展開史として描いた作業にならうかのような、「公共的なもの」の社会的存在論史として歴史を把握しようとする「社会哲学」的方法は、本論文の全体を貫いており、本論文の方法を他の公共性論のそれから区別するきわめて特徴的な指標となっている。著者が、公共圏や公共性ではなく、「公共的なもの」という言葉を使う意図は、第三部第四章の「ローカリティとしての地域」でようやく明らかになる。つまり「公共的なもの」とは、対象（自然）的側面からいえば存在論的なものであり、また同時に人間（現存在）的側面からいえば実存論的なものである。つまりハイデガー的には、「存在」あるいは「存在様式」である。著者が語ろうとする「公共的なもの」は、そこへと至るべき理念（理想）ではなく、つねにすでに *immer schon* あったしあるものである。著者が論文の最後に 21 世紀における「公共哲学」の隆盛を述べているが、「公共」が哲学と言われるかぎり、「公共的なもの」はわれわれの存在の基礎にあるものであり、「公共哲学」は基礎的存在論であるといってもよいものである。

第二は、戦後日本における「公共」概念の変遷史、とりわけ 1990 年代以降の公共哲学の隆盛を、日本におけるアーレント思想の受容史と関連づけて論じる視点と手法の独創性である。公共性の哲学をめぐる現代日本のテクストはほぼ網羅的に取り上げられており、第三部では戦後日本の「公共性」をめぐる言説の布置（歴史）を説得力のある仕方でも再構成している。第一部と第二部の考察もその再構成と評価に活かされている。そしてとくにハーバーマス公共性論の「強い批判的理性主体」が通用しなくなった阪神淡路大震災後の日本において、「社会的弱者」を包摂しうる公共空間論としてアーレントの「現われの空間」を再評価する叙述や、同じアーレントの公共性論が自由を存在条件としている点に着目しつつ、国家と市民の協働を重視する近年の日本における「新しい公共」論が公共性から自由を排除してしまう危険を指摘する叙述のうちに、本論文の着眼点の鋭さがあらわれている。この点で本論文は、政治思想の領域における狭義のアーレント研究にとどまらず、アーレントの概念を媒介とした現代日本の「公共的なもの」をめぐる議論の社会学的考察にも及んでおり、その意味で社会科学研究科の掲げる社会科学の学際性を体現した構成を有しているといえる。

第三は、アーレントの公共性概念についての重要な先行研究を一定の程度においてふまえつつ、アーレントの思想をポストモダン世界における公共性概念の再検討の拠点にしようとする視点である。アーレントとポストモダン思想の関係についてはすでに多数の先行研究が存在するが、本論文もまた、「ポスト形而上学」の思想を掲げる公共哲学論者ハーバーマスに時代的には先立つアーレントのうちにこそポストモダンの公共性論の可能性が見いだされると主張している。さらに本論文は、『人間の条件』のみならずアーレント晩年の『精神の生活』や『カント政治哲学の講義』をも、広義の「活動的生活」の枠組みを説明した著作として位置づけようとする。アーレント研究における本論文の貢献としては、「アーレントにおける身体」論、また、開くことがパフォーマンスに産出する排除についての議論など、いくつかの点で著者のオリジナルなアーレント解釈が認められる。

第四は、現代日本の社会状況に対して、アーレントの公共性概念を手掛かりに積極的な規範的提言をしようとする実践的な結論が持つ斬新さがあげられよう。本論文は、国家と市民とを複数の別々の主体として再確認し、両者の間に「抗争」の契機を含む空間を創出することや、現われの空間のうちに唯一無二のニーズを掘り起こすことを提案している。全体を通じて、著者自身のアーギュメントになってお

り、説明・解説にとどまらない公共性論になっている。本論文のテーマである「公共的なもの」の概念と展開の研究そのものが、今日の諸問題の解決策にとって避けて通れない重要な考察である。この「公共的なもの」の概念は、政治行政ならびに経済社会が抱える今日のほとんどの諸問題に通底すると考えられる。本論文はここに着眼し、その歴史的な変遷をも明らかにし、それが今日行きついた意義と課題を解明している。この点で本論文は、現代社会の諸問題に対処しうる妥当性と重要性とを十分に備えていると認められる。

上記の諸点にくわえて、本論文の各章がそれぞれのテーマ設定と文献選定に応じた論旨を必要十分に展開していること、また、専門用語の用法や資料の利用の仕方、注による補足の仕方においても、本論文が博士論文に要求される水準を満たしていると判断されることを付記しておきたい。

このように本論文は、アーレントや戦後日本公共性論に対するコンパクトながらも要を得た考察であるとともに、現代社会への規範的・実践的かつ哲学的な考察としても高い意義を持っており、理論と実践を架橋する学際性の高いものである。とはいえこうした特長を持つ本論文にも、以下のように若干の課題ないし疑問を感じる点がないわけではない。

その第一は、「公共的なもの」の概念というときに、本論文が公共的空間ないし場としての「公共的なもの」を主題化したこともあって、公共的理性(public reason)／公共的推論(public reasoning)に関する考察がほぼ欠落していることである。著者自身も、「公共的なもの」の機能の一つを秩序形成に認めているとおり、政治社会において共有される規範の正当化(公共的正当化)は公共性論における重要な主題になっている。しかしながら本論文では、公共的正当化についての重要な論者であるハーバーマスの議論についての考察は薄く、ロールズについては言及がなされていない。

第二は、「公共的なもの」がいかんして生成し、いかんして正当性と結合するのか、を追跡する論理的考証が若干不足していることである。本論文では、「公共性」を(国家活動の)「正当性の根拠の性質」としてとらえる視点は示されているものの、それをめぐる考察は深まっていない。たとえば、「公共善」や「公共の福祉」という概念を著者がどのように理解しているのかは不明である。また、「私的なもの」から「公共的なもの」への移行について、著者がどのように理解しているかも必ずしも明らかではない。本論文は「個別利害の普遍性への転換」について言及しているが、その移行は、パースペクティブの変更を要求するのではなからうか。

第三に、アーレントの公共性論を現代社会の考察へと応用する際に、アーレントの思想自体への(批判的)検討をもう少し深めてもよかったかもしれない。たとえば、「公共性」と「公共圏」の相違については本論文も論じているが、「圏」はボーダーを含意する言葉である。著者はハーバーマスの公共性論は批判的な理性主体を含意すると解釈して、その点に近代主義の限界を見いだしているように思われるが、ハーバーマスの公共性を言説のネットワーク(「主体なきコミュニケーション」)としてとらえる場合(S. ベンハビブの解釈など)には、そこには時間・空間的な境界線はないことになる。これに対して、アーレントのいう「人びとの間」に、時間的・空間的限定はあるであろうか。アーレントの議論における“common”については、人びとに共有されているのは、「世界」であって、ハーバーマス同様、時間的・空間的限定は存在しないのではないか。また、著者の問題設定／関心からするならば、アーレントはロゴスを重視してノイズの声を排除しているというジャック・ランシエールのアーレント批判を扱ってもよかったのではないか。さらに、『人間の条件』だけでなくアーレント晩年の『カント政治哲学の講義』や『精神の生活』をも公共性論として読み解く立場を本論文が自覚的に採用するのであるならば、これらの著作の読解についての記述がもう少しあってもよかったのではないか。そうすれば不足点の第二に指摘した、「公共的なもの」の生成や「私的なもの」との関係がアーレントにおいてどうなっていたのか、という疑問にも応答しうる論述が導出できたかもしれない。

公聴会では、上記の疑問のいくつかについて著者から次のような趣旨の応答がなされた。「ハーバー

マスの公共性論が意識哲学批判にもとづいたボーダーレスなものである点は確かに審査委員の指摘のとおりであるし、アーレントの公共性論も同じく、基本的には時空の限界をもたないものであると考えている。アーレントの「公共的なもの」は「私的なもの」とは質的に区別される点でボーダーを持ってはいるが、だからといってアーレントが公共善を実体化しているとはいえないであろうし、現代日本においても公共善の実体化は難しいであろう。こうした事情からアーレントについて public space という概念を用いざるを得なかったが、アーレントの public space はさまざまな声の錯綜であるという S. シジエクの解釈もある。自分としては、アーレントの公共空間はノイズを排除してしまっているというランシエールの批判には、必ずしも全面的には賛同できない。」

以上のほかに、公聴会では、「公共的なもの」を思想的にはなく哲学的存在論として考察しようとする著者の方法そのものについて、次のようなコメントも寄せられた。たとえば、著者はアーレントの公共性論と現代日本の公共性論を無媒介に連結・比較しているようにみえるが、一口に「公共的なもの」といっても、英米、大陸ヨーロッパ、中国、日本、それぞれにおいて公共性論の潮流は異なることを考慮すべきであり、西洋における公共と東洋における公共は、時空両面において内容も背景も文脈も異なる、まったく異なった概念なのではないか、という指摘があった。それに対して逆に、個別的な文脈を越える点が「存在論的考察」たるゆえんであって、「公共的なもの」をここまで普遍的な概念として用いるのであれば、その射程を「社会」に限定する必要はなく、絶対者や自然を相手とした「公共性」を語ってもよかつたのではないか、という意見も出された。こうしたさまざまな思考を誘発すること自体が、本論文のテーマ設定の広範さと豊饒性を示すものであろう。

以上、本論文全体としてみるならば、上記で触れたような若干の不足ないし疑問点は残るものの、アーレントの公共性概念の現代的意義を独自の観点から掘り起こし、それを用いて現代日本の公共性論を整理し、現代への規範的提言にまで及ぶ、きわめて実践的かつ学際的な本論文の博士論文としての評価を貶めるものではないと判断される。

#### 4 結論

以上をふまえて、審査委員会は、着眼点やテーマ設定の独創性や重要性、論文構成の妥当性、先行研究の必要なサーベイ、論旨展開における論証力、専門用語や概念の用法、資料の利用の仕方、全体としての学際性・実践性などの点で、本論文が本研究科の博士学位の水準を満たしていると判断し、「博士（学術）」の学位授与に値するものであるとの結論に全員一致で到達した。

審査委員

主任審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授

審査員 早稲田大学名誉教授

審査員 早稲田大学政治経済学術院教授

博士（政治学） 早稲田大学

経済学博士 早稲田大学

経済学博士 早稲田大学

厚見 恵一郎

那須 政玄

古賀 勝次郎

田村 正勝

齋藤 純一